

令和4年度矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業
業継続支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し事業継続に支障が生じている町内事業者に対して、事業経営の維持または継続のための緊急的な措置として実施する令和4年度矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金（以下「給付金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者に該当する者をいう。
- (2) 小規模事業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する者をいう。
- (3) 飲食店 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)大分類M一宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76飲食店に該当するものをいう。
- (4) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に該当するものをいう。
- (5) 旅客業 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に該当する事業を行なっているものをいう。

(給付対象者)

第3条 この要綱による給付金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者
 - ア 町内に店舗又は事業所を置き収益事業を行っている中小

企業者のうち、飲食店、旅館業又は旅客業を営む者
イ 町内に店舗又は事業所を置き収益事業を行っている小規模事業者

- (2) 給付金受領後も引き続き事業を継続する者
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、令和4年1月から令和4年9月までの売上のうち、いずれか1箇月の売上が前年同月と比較して20%以上減少した者。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して休業を余儀なくされた者や令和3年9月以降に創業した者等、前年同月との売上の比較が困難な者については、最近1箇月の売上がその前3箇月の平均売上と比較して20%以上減少したこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付金の交付対象者としなない。

- (1) 矢吹町暴力団排除条例（平成25年矢吹町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員等が営業に関与している事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号で定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 特定の政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) 特定の事業者継続して専属し業務委託、請負を受けて従事する個人事業者
- (5) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的に照らして町長が不相当と認めた者

（給付金の額）

第4条 この要綱により交付する給付金の額は1事業者当たり10万円とする。

2 給付金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、令和4年度矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金交付申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 比較した事業年度の売上が分かる確定申告書等の写し

(2) 減少月の売上額が分かる帳簿等の写し

(3) 前年同月との売上の比較が困難な者にあつては売上比較計算書(様式第2号)

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付申請の期限)

第6条 前条に規定する交付申請書は、令和5年3月31日までに提出しなければならない。

(給付金の交付決定及び交付)

第7条 町長は、前2条の規定により交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、令和4年度矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知し、すみやかに給付金を申請者に交付するものとする。

(給付金の返還)

第8条 町長は、申請の内容に偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(書類の整備)

第9条 申請者は、当該給付金に関する書類等を整備し、給付金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければ

ばならない。

- 2 申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに給付決定をした給付金の第8条及び第9条に規定する取扱いについては、同日後もなお、その効力を有する。